

確認検査業務規程		頁 No.31 / 32
		CRO 1 - 25
1999年5月6日制定	2023年10月17日改訂	2023年10月17日施行

別 紙

確認検査対象建築物等

1. 延べ面積が500㎡を超える建築物（ら）
2. 前項の敷地内に築造する工作物（建築基準法施行令（以下「令」という。）第138条第1項及び第2項第1号に掲げる工作物（以下「工作物」という。）に限る。）（ら）（む）
3. 建築物に設けられる昇降機その他の建築設備（ら）
4. 前各項に定めるもののほか、以下の各号のいずれかに該当する建築物、工作物及び昇降機その他の建築設備（ら）（む）
 - 1) 建築基準法（以下「法」という。）第68条の25の規定に基づく構造方法等の認定及び法第68条の26の規定に基づく特殊構造方法等の認定を受けて建築される建築物（当該建築物の計画に含まれる建築基準法施行令（以下「令」という。）第138条第1項及び第2項第1号に掲げる工作物（以下「工作物」という。）を含む。）
 - 2) 法第88条第1項において準用される法第68条の25の規定に基づく構造方法等の認定及び法第68条の26の規定に基づく特殊構造方法等の認定を受けて築造される工作物
 - 3) 以下の各号に掲げる建築物
 - (1) 高さが31mを超え60m以下の建築物
 - (2) 構造耐力上主要な柱、梁又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物
 - (3) 構造耐力上主要な部分に設計基準強度が36N/mm²以上のコンクリートを使用する建築物
 - 4) 令第82条の5に規定する「限界耐力計算」及び令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算並びに令第108条の3に規定する「耐火性能検証法」、令第128条の6に規定する「区画避難安全検証法」、令第129条に規定する「階避難安全検証法」及びに令第129条の2に規定する「全館避難安全検証法」により設計が行われた建築物
 - 5) 令第80条の2の規定に基づき国土交通大臣が定める安全上必要な技術的基準（平成12年建設省告示第2009号、平成14年国土交通省告示第463号、平成14年国土交通省告示第464号、平成14年国土交通省告示第666号、平成28年国土交通省告示第611号に限る。）に従った構造の建築物

1999年5月6日制定

2023年10月17日改訂

2023年10月17日施行

- 6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象となる建築物又は当該判定を受けた建築物
- 7) 法第7条第5項の規定及び法第7条の2第5項の規定に基づく検査済証のない建築物等の建築基準関係規定への適合状況について、財団が「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合調査のためのガイドライン（平成26年国住指第1137号）」に基づく調査を実施し、「検査済証のない建築物の建築基準法適合状況調査報告書」を発行した建築物、工作物及び昇降機その他の建築設備
- 8) 第1項に掲げる建築物及び前各号に掲げる建築物又は工作物と同一敷地内にある別棟の建築物及び工作物、並びに、第1項に掲げる建築物及び前各号に掲げる建築物又は工作物と隣接若しくは近接敷地にあり、同時期に一体的に計画される建築物及び工作物
- 9) 第2項並びに1)、2)、7)及び前号に掲げる工作物に設けられる建築物及び昇降機その他の建築設備